

○警察官の任用に関する細則（昭和30年5月10日人委第133号）

[沿革] 昭和32年11月人委第270号、33年6月第154号、35年9月第179号、43年2月第250号、48年7月第91号、57年3月第270号、60年3月第223号、12月第182号、平成6年4月第18号、11年3月第305号、14年4月第2号、18年12月第129号、19年10月第84号、28年4月第8号、30年3月改正

（この細則の目的）

第1条 この細則は、警察官の任用に関する規則（昭和30年5月奈良県人事委員会規則第1号。以下「規則」という。）第6条の規定に基づき、規則の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（選考により採用する職）

第2条 規則第3条第2号に規定する職には「国家公務員採用総合職試験（過去に実施されたこれに相当する試験を含む。以下「総合職試験等」という。）に合格した者をもって補充しようとする警部補の階級の職」を含む。

第3条 規則第3条第7号に規定する人事委員会が認める職とは、次に掲げる職をいう。

- (1) 現に国、地方公共団体又は人事委員会がこれらに準ずると認めるものに勤務する職員で警察官以外の者のうち、警察官としての適性を有すると認められる者又は補充しようとする職に必要な技能を有すると認められる者をもって補充しようとする職で、その者の経歴に相当するもの以下と人事委員会が認めるもの
- (2) 前号に規定するもののほか、特殊な技能を有する者をもって補充することが必要であると人事委員会が認めて指定する職

（他の規則の準用）

第4条 規則第4条に規定する「階級による職以外の職」とは「組織上の地位による職」及び「職務の級による職」をいう。

（権限の委任）

第5条 人事委員会は、規則第5条の規定により適用する職員の任用に関する規則（平成14年3月奈良県人事委員会規則第22号）第21条の規定に基づき、警察官採用試験の実施（実施計画、試験実施要綱及び最終合格者の決定を除く。）に係る人事委員会の権限を奈良県警察本部長（以下「本部長」という。）に委任する。

- 2 本部長は、前項の採用試験を実施する場合は、当該試験の実施にあたり本部長が独自に定める要綱等のうち人事委員会が指定するものその他試験実施上必要な事項につき、その実施のつど、あらかじめ人事委員会に協議してその同意を得るものとする。
- 3 本部長は、第1項の規定による採用試験を実施した場合においては、その実施結果

につき、すみやかに人事委員会に報告しなければならない。

- 4 本部長は、第1項の規定による採用試験を実施した場合においては、第2次試験の実施結果をすみやかに人事委員会に提出するものとし、最終合格者は人事委員会が決定する。

(雑則)

第6条 警察官の採用のための選考請求、任用期間の更新についての報告及び選考結果通知のための書式については、職員の任用に関する細則（平成14年4月1日付け奈人委第1号各任命権者宛て人事委員会委員長通知）第3条及び第3条の2並びに第4条の規定の例による。